

2文科高第1319号  
令和3年3月29日

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱の改正について（通知）

標記のことについて、別添のとおり一部改正されましたので通知します。

担 当：高等教育局私学部私学助成課助成第二係  
T E L：03-5253-4111(内線2774)  
E-Mail：josei2@mext.go.jp

# 私立学校施設整備費補助金に係る交付要綱の改正について

## 1. 改正を要する交付要綱

- 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱

## 2. 改正内容

### （1）書面提出の見直しによる修正（第9条、第12条、第13条及び附則第3条）

書面見直しの動きを受け、書面以外の媒体による提出も可能となるよう「書面」に限った表現を修正。

### （2）耐震改築への支援制度の延長（附則第2条）

令和2年度までとしている耐震改築工事のための施設整備事業の適用の期間を令和4年度まで延長。

### （3）施設環境改善整備事業の延長（附則第4条から第8条まで）

令和2年度第一次補正予算及び第三次補正予算に計上されている施設環境改善整備事業（「1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備」及び「2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備」）について、令和3年度に繰り越した上で、交付予定としていることから、令和3年度末までに交付を決定するものについて補助対象とする。

## 3. 改正内容

令和3年4月1日から適用する。

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費）交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費）（私立高等学校等施設高機能化整備費）交付要綱</p> <p>平成13年 4月 1日 文部科学大臣裁定                      (平成14年 3月 27日 一部 改正)                      (平成16年 4月 1日 一部 改正)                      (平成18年 3月 9日 一部 改正)                      (平成18年 7月 28日 一部 改正)                      (平成19年 8月 10日 一部 改正)                      (平成21年 3月 30日 一部 改正)                      (平成21年 6月 2日 一部 改正)                      (平成23年 7月 5日 一部 改正)                      (平成23年 11月 21日 一部 改正)                      (平成25年 2月 27日 一部 改正)                      (平成26年 3月 31日 一部 改正)                      (平成26年 4月 1日 一部 改正)                      (平成27年 4月 1日 一部 改正)                      (平成28年 3月 22日 一部 改正)                      (平成28年 4月 1日 一部 改正)                      (平成29年 3月 24日 一部 改正)                      (平成30年 1月 4日 一部 改正)                      (平成30年 3月 14日 一部 改正)                      (平成31年 3月 29日 一部 改正)                      (令和 2年 5月 15日 一部 改正)</p>	<p>私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費）（私立高等学校等施設高機能化整備費）交付要綱</p> <p>平成13年 4月 1日 文部科学大臣裁定                      (平成14年 3月 27日 一部 改正)                      (平成16年 4月 1日 一部 改正)                      (平成18年 3月 9日 一部 改正)                      (平成18年 7月 28日 一部 改正)                      (平成19年 8月 10日 一部 改正)                      (平成21年 3月 30日 一部 改正)                      (平成21年 6月 2日 一部 改正)                      (平成23年 7月 5日 一部 改正)                      (平成23年 11月 21日 一部 改正)                      (平成25年 2月 27日 一部 改正)                      (平成26年 3月 31日 一部 改正)                      (平成26年 4月 1日 一部 改正)                      (平成27年 4月 1日 一部 改正)                      (平成28年 3月 22日 一部 改正)                      (平成28年 4月 1日 一部 改正)                      (平成29年 3月 24日 一部 改正)                      (平成30年 1月 4日 一部 改正)                      (平成30年 3月 14日 一部 改正)                      (平成31年 3月 29日 一部 改正)                      (令和 2年 5月 15日 一部 改正)</p>
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第9条 学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第9条 学校法人は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服</p>

があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による届出書を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

第10条～第11条 (略)

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載し届出書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その旨を記載した届出書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第14条～第21条 (略)

附 則 (平成18年7月28日) (略)

附 則 (平成25年2月27日) (略)

附 則 (平成26年3月31日) (略)

附 則 (平成26年4月1日) (略)

附 則 (平成27年4月1日) (略)

附 則 (平成28年3月22日) (略)

附 則 (平成28年4月1日) (略)

があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書に示された期日までに、その旨を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による書面を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

第10条～第11条 (略)

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、その旨を記載した書面を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第14条～第21条 (略)

附 則 (平成18年7月28日) (略)

附 則 (平成25年2月27日) (略)

附 則 (平成26年3月31日) (略)

附 則 (平成26年4月1日) (略)

附 則 (平成27年4月1日) (略)

附 則 (平成28年3月22日) (略)

附 則 (平成28年4月1日) (略)

附 則 (平成29年3月24日) (略)  
附 則 (平成30年1月4日) (略)  
附 則 (平成30年3月14日) (略)  
附 則 (平成31年3月29日) (略)  
附 則 (令和 2年5月15日) (略)

附 則 (令和3年3月29日)

第1条 この要綱の規定は、令和3年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、令和2年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第2条第1項第二号に規定する防災機能強化施設整備事業のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第3条の規定の適用については、令和4年度末までに交付を決定するものに限るものとする。

第3条 要綱第2条第1項第四号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領(平成23年文科高第416号)、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項(平成23年高私助第21号)、私立学校建物其他災害復旧費補助金(応急仮設校舎等整備事業)交付要綱(平成23年文科高第324号)及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領(平成23年文科高第594号)の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1(1)及び4については準用しないものとし、同調査要領第8調査事務取扱1(2)にある「やむを得ない

附 則 (平成29年3月24日) (略)  
附 則 (平成30年1月4日) (略)  
附 則 (平成30年3月14日) (略)  
附 則 (平成31年3月29日) (略)  
附 則 (令和 2年5月15日) (略)

(新設)

理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる届出書の提出をもって代えることができる」と読み替える。

第4条 要綱第2条第1項第四号の次に次の一号を追加する。

五 施設環境改善整備事業

学校法人が設置する高等学校等における衛生環境の改善の推進を図るための整備事業

第5条 別表の4施設等災害復旧事業の次に次の項目を追加する。

<p>5 <u>施設環境改善整備事業</u></p> <p>1. 学校の衛生環境の改善の推進を図るためのトイレの改修整備</p> <p>2. 学校の衛生環境の改善の推進を図るための教室等の空調設備等の整備</p>	<p>工事費、実施設計費に要する経費の合計額とする。</p>	<p>1 学校あたり200万円以上2億円以下とする。</p> <p>1 / 3 以内</p>
--	--------------------------------	--

第6条 別紙様式第1の別紙1の事業区分を次のように改める。

<p>事業区分</p> <p>施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇）・エコキャンパス推進事業・衛生環境改善整備事業</p>
---

第7条 別紙様式第2の1を次のように改める。

1 事業区分には、施設高機能化整備事業・防災機能強化施設整備事業（〇〇事業）・エコキャンパス推進事業、施設等災害復旧事業、衛生環境

改善整備事業のいづれかを記載すること。

第8条 前4条は、令和3年度末までに交付を決定するものについて適用する。

別表 (略)

別表 (略)